

仙台市地域防災計画パブリックコメント実施結果

資料 1 - 7

1 実施概要

仙台市地域防災計画（修正案）を市ホームページにて公表するとともに、市政情報センター、区情報センター、各区役所総合案内、総合支所で閲覧及び配布を行い、下記のとおり意見公募を行った。

- (1) 意見提出方法： 郵送、ファクシミリ、電子メール
- (2) 意見公募期間： 令和 7 年 1 月 2 2 日～令和 7 年 2 月 1 9 日
- (3) 意見提出数： 9 件（3 人）

2 意見と本市の考え方

No.	意見分類	意見等	本市の考え方
1	要配慮者支援対策について	1. 仙台市防災計画における要配慮者支援対策の現状と課題 仙台市防災計画では、要配慮者支援対策について、「自助」と「共助」を基本とし、地域団体等との連携による支援体制づくりを推進するとしています。しかし、具体的な町内会レベルでの計画や市民がどのように共助に関わるべきかが不明確であり、以下の課題が懸念されます。 * 情報不足: 市民は、地域にどれだけの要配慮者や高齢者がいるのか、どのような支援が必要なのかといった情報を十分に把握できていません。 * 共助の具体性欠如: 共助の具体的な内容や役割分担が明確でなく、いざという時にどのように行動すればよいか市民は戸惑う可能性があります。 * 地域差: 町内会や地域によって防災体制や共助の取り組みに差が生じ、十分な支援を受けられない要配慮者が存在する可能性があります。 2. 提案 上記課題を踏まえ、以下の点を提案します。 * 町内会レベルでの具体的な計画策定: 各町内会において、要配慮者の把握、支援方法の明確化、共助体制の構築など、より具体的な計画を策定することを義務化する。 * 市民への情報公開と周知: 要配慮者に関する情報や共助の内容について、市民が容易にアクセスできる形で公開し、周知徹底を図る。 * 共助に関する研修・訓練の実施: 市民が共助の役割を理解し、適切な行動を取れるよう、研修や訓練の機会を設ける。 * 地域団体等への支援強化: 町内会や自主防災組織など、地域団体等への支援を強化し、要配慮者支援体制の充実を図る。 3. 期待 仙台市が、本提案を踏まえ、より実効性のある要配慮者支援体制を構築することで、災害時における要配慮者の安全確保と市民の安心・安全な暮らしの実現に貢献できることを期待します。 以上です。	情報不足については、今回の修正内容や必要とされる支援の方法等を本市ホームページへ掲載するなど、様々な手段で周知を図るほか、新たな避難行動要支援者名簿に登録された方の情報を、地域などの関係者に引き続き共有するにあたり、対象となる方への事前の同意確認に努めるなど、市民の皆様に情報が行き渡るよう取組を推進してまいります。 共助の具体性欠如については、本市では市政出前講座や防災・減災アドバイザーの派遣、各種防災訓練を通じた啓発等を行っており、引き続き共助に係る周知に努めてまいります。 また、地域差については、今後作成を進める個別避難計画において、実際に避難支援を行う方や具体の支援方法等をあらかじめ記載することとしていることから、町内会等の地域団体の協力も得ながら、支援が必要な全ての方に対する支援体制の充実を図ってまいります。

No.	意見分類	意見等	本市の考え方
2	共通編 第2部 第2章 第1節 避難体制の整備 P114～115 (1) 指定避難所の整備 ク 避難所トイレの確保	避難所トイレの確保方針として、「携帯トイレの追加配備」や「マンホールトイレの新規整備」の主旨について賛同致します。 そのうえで、発災直後の被災状況によっては、仮設トイレの確保や下水道復旧が困難となった場合に、マンホールトイレ（下水道直結型）を補完する役割として必要となる解決策として、発災直後から通常のトイレ感覚で速やかに使用出来る災害トイレ、大型便槽（貯留型）マンホールトイレの導入についても検討を行い、共用されることを希望致します。 災害トイレは大規模災害時に備える特性上、現状のインフラ整備（下水道の耐震化）に即したトイレを整備する必要があると考えます。耐震化整備済み地域には下水道直下型か大型便槽（貯留型）、耐震化未整備の地域には大型便槽（貯留型）トイレの設置が有効であると考えます。 指定避難場所の確保が難しい避難広場である地域避難場所や広域避難場所への設置が有効であると考えます。 <修正案> ク 避難所トイレの確保 避難所における・・・携帯トイレ及び仮設トイレ組立式の備蓄に務めるとともに、マンホールトイレ<u>並びに大型便槽（貯留型）マンホールトイレ</u>の整備を行う。	マンホールトイレの具体の方式につきましては、設置場所の状況や最新の技術及び経済性等を踏まえて、最も合理的なものを採用する予定です。 また、マンホールトイレの設置場所につきましては、まずは指定避難所への整備を進めてまいります。
3	共通編 第2部 第2章 第12節 物資・資機材等確保体制の充実 P159 (3) 生活物資備蓄の主なもの ＜公的備蓄を行う主な品目＞	生活物資備蓄の主なものとして、生活環境を良好なものにする「仮設トイレ組立式」や「マンホールトイレ用上部構造物」の主旨について賛同致します。 そのうえで、可能な限り平常時と同じような安心して利用できるトイレ環境を整備することが重要と考えます。高齢者へ配慮した洋式トイレの整備や女性へ配慮した夜間シルエットが見えないBOXパネル型トイレの導入についても検討を行い、共用されることを希望致します。 <修正案> 〈公的整備を行う主な品目〉（※上から7段目） 仮設トイレ組立式 マンホールトイレ用上部構造物 <u>（洋式トイレ、ボックスパネル型トイレ）</u>	マンホールトイレの上部構造物につきましては、可能な限り通常と同じ感覚で利用できる仕様にするほか、特に女性、子ども、高齢者及び障害者に配慮しながら、整備時に最も有効なものを導入してまいります。
4	地震・津波災害対策編 第1章 第6節 避難所を主体的に運営する P18～20 （2）避難所運営で行う主な活動 ケ トイレの確保（衛生班） 風水害等災害対策編 第1部 第1章 第6節 避難所を主体的に運営する P24 (2) 避難所運営で行う主な活動 ケ トイレの確保（衛生班）	トイレの確保方針として、「仮設トイレ組立式又はマンホールトイレの上部構造物を設置する対策」の主旨について賛同致します。 そのうえでマンホールトイレの整備のみでは充分と言えない状況（発災直後から切れ目のないトイレ環境を確保しなければならない）が想定されるため、「大型便槽（貯留型）マンホールトイレ用上部構造物」の設置する等の対応についても検討を行い、共用されることを希望致します。 あわせて高齢者へ配慮した洋式トイレの整備や女性へ配慮した夜間シルエットが見えないBOXパネル型トイレの導入についても検討を行い、共用されることを希望致します。 <修正案> ケ トイレの確保（衛生班） トイレについては避難所開設当初から使用できる体制が必要であり、施設のトイレの使用可否を早急に確認するとともに、被害状況により用水を確保して使用したり、仮設トイレ組立式又はマンホールトイレ<u>並びに大型便槽（貯留型）マンホールトイレ</u>の上部構造物を設置する等、対応を決定して確保を図ります。 なお、仮設トイレ組立式等を設置する場合には、要配慮者や性別、プライバシーへ配慮するとともに、夜間は照明を設置するなど安全性の確保にも配慮します。	マンホールトイレの具体の方式につきましては、設置場所の状況や最新の技術及び経済性等を踏まえて、最も合理的なものを採用する予定です。 マンホールトイレの上部構造物につきましては、可能な限り通常と同じ感覚で利用できる仕様にするほか、特に女性、子ども、高齢者及び障害者に配慮しながら、整備時に最も有効なものを導入してまいります。

No.	意見分類	意見等	本市の考え方
5	地震・津波災害対策編 第2章 第12節 避難所運営計画 P102～104 (5) 避難所運営委員会の活動 イ 避難所運営で行う主な活動 ⑨トイレの確保（衛生班） 風水害等災害対策編 第1部 第2章 第12節 避難所運営計画 P112～114 （5）避難所運営委員会の活動 イ 避難所運営で行う主な活動 ⑨ トイレの確保（衛生班）	トイレの確保方針として、「仮設トイレ組立式又はマンホールトイレの上部構造物を設置する対策」の主旨について賛同致します。 そのうえでマンホールトイレの整備のみでは充分と言えない状況（発災直後から切れ目のないトイレ環境を確保しなければならない）が想定されるため、「大型便槽（貯留型）マンホールトイレ用上部構造物」の設置する等の対応についても検討を行い、共用されることを希望致します。 あわせて高齢者へ配慮した洋式トイレの整備や女性へ配慮した夜間シルエットが見えないBOXパネル型トイレの導入についても検討を行い、共用されることを希望致します。 <修正案> ケ トイレの確保（衛生班） トイレについては避難所開設当初から使用できる体制が必要であり、施設のトイレの使用可否を早急に確認するとともに、被害状況により用水を確保して使用したり、仮設トイレ組立式又はマンホールトイレ <u>並びに大型便槽（貯留型）マンホールトイレ</u> の上部構造物を設置する等、対応を決定して確保を図ります。 なお、仮設トイレ組立式等を設置する場合には、要配慮者や性別、プライバシーへ配慮するとともに、夜間は照明を設置するなど安全性の確保にも配慮します。	マンホールトイレの具体の方式につきましては、設置場所の状況や最新の技術及び経済性等を踏まえて、最も合理的なものを採用する予定です。 マンホールトイレの上部構造物につきましては、可能な限り通常と同じ感覚で利用できる仕様にするほか、特に女性、子ども、高齢者及び障害者に配慮しながら、整備時に最も有効なものを導入してまいります。
6	地震・津波災害対策編 第2章 第16節 廃棄物処理計画 P125 (2) し尿の収集処理 ア し尿の収集・処理方法 風水害等災害対策編 第1部 第2章 第16節 廃棄物処理計画 P135 (2) し尿の収集処理 ア し尿の収集・処理方法	水洗トイレが使用不能であれば「備蓄している仮設トイレ組立式」等を設置して処理を行うの主旨について賛同致します。 そのうえで「備蓄している仮設トイレ組立式」のみでは充分と言えない状況（し尿処施設が通常稼働できているか？し尿処理業者がくみ取り業務ができる状況か？ 不可能な場合は、近隣の被害の無い自治体のし尿処理施設の受け入れ体制、し尿処理業者応援体制が整うまでの期間、し尿の収集・処理はできない）が想定されるため、「大型便槽（貯留型）マンホールトイレ用上部構造物」を設置する等の対応についても検討を行い、共用されることを希望致します。 <修正案> ③ 指定避難所におけるし尿の処理については、避難所の開設場所、受け入れ世帯・人員数、上下水道管の被害状況等を把握し、水洗トイレが使用不能であれば備蓄している仮設トイレ組立式や <u>大型便槽（貯留型）マンホールトイレ</u> 等を設置して処理する。	今後、避難所に携帯トイレの追加備蓄を集中的に進めていく予定であり、ご指摘のし尿処理施設が稼働していない場合やし尿汲取り業者が業務を遂行できない場合にも活用してまいります。 本市としましては、災害時に利用されるトイレには長所と短所があることを考慮し、多様なトイレを合理的な形で組合せることで適切なトイレ確保を目指してまいります。

No.	意見分類	意見等	本市の考え方
7	地震・津波災害対策編 第2章 第16節 廃棄物処理計画 P125 (2) し尿の収集処理 イ 仮設トイレ設置体制等 風水害等災害対策編 第1部 第2章 第16節 廃棄物処理計画 P135 (2) し尿の収集処理 イ 仮設トイレ設置体制等	仮設トイレ設置について、「備蓄している携帯トイレ、仮設トイレ組立式やマンホールトイレ」の設置の主旨について賛同致します。 そのうえでマンホールトイレの整備のみでは充分と言えない状況（発災直後から切れ目のないトイレ環境を確保しなければならない）が想定されるため、「大型便槽（貯留型）マンホールトイレ用上部構造物」の設置する等の対応についても検討を行い、共用されることを希望致します。 <修正案> ① 指定避難所における仮設トイレ設置については、災害発生直後の初動体制として備蓄している携帯トイレ、仮設トイレ組立式やマンホールトイレ <u>並びに大型便槽（貯留型）マンホールトイレ</u> により対応するが、備蓄数で不足する場合には、他の指定避難所からの仮設トイレ組立式の移送あるいはレンタル業者等の協力を得て設置及び維持管理を行う。また、設置に当たり高齢者・障害者に配慮する。	マンホールトイレの具体の方式につきましては、設置場所の状況や最新の技術及び経済性等を踏まえて、最も合理的なものを採用する予定です。
8	避難行動要支援者支援の推進について	修正案の「避難行動要支援者支援の推進」について 現時点では、仙台市に登録された要援護者の名簿は、各地域の「各地区民児協」「各地区社協」「単位町内会」に配布され、その支援の在り方については市からの特段の指示はなく、各団体に丸投げされているのが現状である。 どのようなタイミングで、どのような確認を行い、どこに繋げるのかという手順等の指示もなく、ただ要支援者の名簿だけが配られ丸投げされている。 また、支援希望者向けのパンフレットにも「登録したからといって必ずしも支援されるわけではない」旨の記載もあり、実機能が見えない。 当地区においては、民児協内で支援方法の確認はなく、同じ個人情報由市より預かる社協・町内会との連携も行われていない。 お互いに押し付けあったままで、結局誰も動いていないというのが現状である。 修正案では名簿記載の人数は増えることが見込まれるが、各地域に支援方法の指示もないままでは大きな地域差が生まれる。運営側の高齢化が顕著な町内会においては、より困難と思われる。 是非とも、実際の支援は「どこの団体の、誰が、どのように行うのか」を明確にしてほしい。 自動登録にした場合、登録者の個人情報が地域に配布されることへの許可はどうするのかについても検討してほしい。	避難行動要支援者に対する支援について、今後作成を推進していく個別避難計画においては、実際に避難支援を行う方や具体の支援方法等をあらかじめ記載するものとしております。 また、新たな避難行動要支援者名簿については、要件に該当する方をいわば自動的に登録することとなりますが、名簿情報を地域などの関係者に共有するにあたり、当該対象者へ事前に同意確認を行う予定です。 要支援者への支援には、民生委員など地域の方々のご協力が不可欠であることから、今後説明の機会等を設け、取組の周知に努めてまいります。
9	第 2 部 第 2 章 第 12 節 物資・資機材等 確保体制の充実 P159 公的備蓄の推進	危機管理局に確認したところ、現在、指定避難所に備蓄されているものの基準は「400人を想定」とのことだが、簡易トイレの備蓄は300個程度で全員の1回分の想定にも満たない。 また、修正案ではベッドを使うのは高齢者ありきという表記に見えるが、障がい者、妊産婦の数も想定として加えてほしい。 食料も含め、「400人の二日分」という想定に対し不足な備蓄しかなく、防災に力をいれていると世界にうたう仙台市としてはあまりにも足りない。	仙台市では、東日本大震災時の最大避難者数106,000人等を考慮し備蓄物資の数量を定めております。 携帯トイレにつきましては、上記の避難者数に対して発災時約50人当たり1基の災害トイレの確保を基本として追加備蓄を進めてまいります。 簡易ベッドにつきましては、避難所の状況に応じて高齢者のみではなく、障害のある方や妊産婦等の配慮が必要な方が利用することも想定しております。 また、食料も含めて、避難所における備蓄だけでなく、関係団体との物資供給協定や国の支援物資により対応していくこととしており、引き続き避難所の生活環境の改善に努めてまいります。